

## 平成 29 年度 事業報告（主な事業活動）

### 1. 検 査

#### (1) 法定検査

浄化槽法第 7 条及び第 11 条に定める法定検査業務を実施するとともに、受検率向上のため受検の啓発に努めた。

指定検査地域：一宮市、瀬戸市、春日井市、津島市、豊田市、犬山市、江南市、小牧市、稲沢市、尾張旭市、岩倉市、豊明市、日進市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、みよし市、あま市、長久手市、東郷町、豊山町、大口町、扶桑町、大治町、蟹江町、飛島村

検査実施基数：第 7 条 5, 170 基（昨年度 5, 509 基）

第 11 条 64, 695 基（昨年度 62, 144 基）

合 計 69, 865 基（昨年度 67, 653 基）

（内訳：民間施設 39,749 基、補助 27,531 基、公共施設 2,585 基）

検査結果：イ適正、ロおおむね適正、ハ不適正

第 7 条 イ 3,215 基(62.2%) ロ 1,048 基(20.3%) ハ 907 基(17.5%)

第 11 条 イ 44,602 基(68.9%) ロ 17,155 基(26.5%) ハ 2,938 基(4.6%)

合 計 イ 47,817 基(68.4%) ロ 18,203 基(26.1%) ハ 3,845 基(5.5%)

検査結果は、浄化槽法に基づき所轄の行政機関に報告するとともに、不適正浄化槽\*については、改善の助言を行った。

※第 7 条の主な不適正内容：保守点検の未実施・回数不足 837 基（92.3%）

第 11 条の主な不適正内容：送風機停止 1,293 基（44.0%）

消毒剤なし 1,014 基（34.5%）

#### (2) 自主協会検査

ア 既製コンクリート管浄化槽の適正な設計・施工を期するため協会検査業務を行った。

事前審査基数：75 基

完了検査基数：46 基（うち改善指示 2 基）

イ FRP 製浄化槽の適正な施工を期するため協会検査業務を行った。

現場検査基数：40 基（うち改善指示 0 基）

### 2. 機能保証

浄化槽設置整備事業により設置される浄化槽の機能保証制度の周知に努め、保証登録を行うとともに、付託案件 1 件については地方保証制度審査委員会を開催し、浄化槽の機能の正常化のための措置を講じた。登録件数 1, 272 基

### 3. 調査研究

- (1) 浄化槽設置整備事業実施市町村の補助制度概要を調査し、「平成 29 年度浄化槽設置費補助金制度のあらまし」を作成し、配付した。
- (2) 浄化槽設置整備事業に係わる登録浄化槽実地調査（公益財団法人日本環境整備教育センターからの受託）を行った。
- (3) 法定検査の受検促進のために回覧チラシを作成し、市町村に提供して、市町村民への回覧の要請を行った。

#### 4. 広報宣伝

- (1) 浄化槽宣伝ポスター及びパンフレット「地球環境にやさしい合併処理浄化槽の手引き」「使った水をキレイにして自然へ返そう」「合併処理浄化槽と上手につきあう方法」並びに「浄化槽の適正な管理」等を市町村及び一般県民に配布し、啓発した。
- (2) あいち住まいフェア 2017 において、浄化槽模型を展示及びパネルを掲示するなどして浄化槽の構造等を理解していただき、併せて維持管理の必要性を PR した。
- (3) 愛知県及び市町村の職員と協力して、主要駅、スーパー等においてポケットティッシュ、水切りネット等の普及啓発資料を配布し、合併処理浄化槽への転換促進キャンペーンを行った。併せて法定検査を始め浄化槽の維持管理の必要性を PR した。
- (4) 「浄化槽法定検査ウケルンジャー」ポスターを鉄道各駅及び郵便局において掲示することにより、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換促進と法定検査受検等の啓発を行った。
- (5) 広報「浄化槽あいち」や「愛浄協ニュース」などを発行し、浄化槽に関連する各種の情報を提供した。
  - ・広報「浄化槽あいち」の発行 2回（7月、1月）
  - ・「愛浄協ニュース」の発行 2回（10月、3月）
  - ・「全浄連ニュース」の配付 4回（4月、7月、10月、1月）
- (6) 浄化槽の普及推進、適正な施工・使用及び維持管理を啓発するパネルや浄化槽模型等を行政機関に貸し出して、浄化槽に対する知識の普及に努めた。
 

パネル貸出し	7回
浄化槽模型貸出し	7回

#### 5. 相談

一般県民からの直接、あるいは電話・メール等による各種相談・質問に対応し、適切な指導、助言を行った。

#### 6. 技術の向上

- (1) 全国浄化槽技術研究集会、指定検査機関東海北陸ブロック協議会、愛知県浄化槽指定検査機関連絡会議、愛知県浄化槽維持管理向上連絡会議等に参加し、協議、情報収集及び知識・技能の向上に努めた。

- (2) 愛知県合併処理浄化槽普及促進協議会と共催の「浄化槽フォーラム」において、製造販売部会の各メーカーを講師に招き、浄化槽の保守点検、清掃業者等を対象に「小型合併処理浄化槽の構造と管理について」研修会を開催し、技術の向上に努めた。
- (3) 各部会・委員会の合同による浄化槽技術研修会を開催し、「浄化槽工事と安全管理」「浄化槽の構造、維持管理上の留意事項について」などの講演等により知識・技術の向上に努めた。
- (4) 全国浄化槽団体連合会の活動に協力し、共通の目的達成のために情報の収集・交換に努めるとともに、同会東海地区協議会の総会等に参加し、隣接県同業団体との協調に努めた。
- (5) 浄化槽法に基づく資格取得のための試験及び講習等の開催に係る受託業務を行った。

浄化槽設備士試験	1 6 6 名
浄化槽管理士試験	2 4 2 名
浄化槽管理士講習	1 1 6 名
浄化槽技術管理者講習会	1 0 5 名

## 7. 設置届出及び適正設置の啓発

- (1) 広報紙及び浄化槽設置者向けDVD、リーフレットを活用して、設置届出、適正施工、維持管理の指導・啓発に努めた。
- (2) 浄化槽関係届出用紙の頒布及び届出書の作成について指導し、設置届出の円滑化を図った。
- (3) 愛知県浄化槽指導要領に基づく、市町村長あての浄化槽工事業務等の報告について、浄化槽工事報告書の提出の円滑化を図った。

## 8. 組織の強化

部会・委員会の活動を充実・強化し、浄化槽に関する技術の向上及び知識の普及並びにその製造、施工及び維持管理の適正化に努めた。

## 9. 行政協力

- (1) 浄化槽法に基づく浄化槽工事業登録及び届出等用紙の頒布並びに手続きの指導を行った。
- (2) 建築基準法及び浄化槽法並びに浄化槽に係わる諸問題について関係行政機関との連携を密にし、問題点について協議検討を行い、情報の収集・交換を行った。
- (3) 関係行政機関及び浄化槽関係団体との連帯を密にし、協調に努めた。
- (4) 全国浄化槽団体連合会が執行団体となった環境省の「平成29年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金」に関するPR活動を実施した。

## 1 0. 合併浄化槽の推進

- (1) 浄化槽の普及・啓発及び設置並びに機能保証登録のほか、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換促進に関する情報の収集・交換に努めた。
- (2) 浄化槽市町村整備推進事業を実施している大阪府富田林市職員を講師に招き、愛知県及び市町村と共に市町村設置型の浄化槽整備事業に関する情報の収集を行うとともに、今後の取組について検討した。
- (3) 「浄化槽の整備推進と関連予算の増額、維持管理の徹底等について」、自由民主党愛知県第八支部総会において山本公一環境大臣に、また、自由民主党愛知県支部連合会との政策懇談会において、鈴木淳司県連副会長始め、国会議員及び県議会議員に要望を行った。

## 1 1. 会議の開催

- (1) 第 37 回定時社員総会（平成 29 年 6 月 12 日・出席会員 160 名）
- (2) 理事会 1 0 回
- (3) 正副会長会議 6 回
- (4) 部会
  - 使用管理部会 4 回
  - 製造販売部会及び市町村整備推進事業委員会合同会議 4 回
  - 施工部会及び技術委員会合同会議 4 回
- (5) 委員会
  - 総務企画広報委員会 3 回
  - 技術委員会小委員会 1 回